

令和6年6月  
警察庁

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年4月26日から同年5月25日までの間、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行った結果、14件の御意見を頂きました。

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第207号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年4月26日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本政令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 意見公募手続を実施した案からの修正

附則第1項について、経過措置の適用関係を明確化する観点から、「…公布の日の翌日から施行する。」と修正することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 14件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	11件
電子メール	2件
郵送	1件

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

## 1 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」関係

本改正内容に対しては、

- 犯罪被害者等給付金の最低額が、320万円から1,060万円に引き上げられたことは良い
- 犯罪被害者等に対するこれまで以上の支援となることは間違いなく、国の被害者支援策として一定程度は評価されるべきもの

といった御意見があった一方、

- 犯罪被害者の収入や年齢にかかわらず、支給額を決定するようにすべき
- 改正令施行前の犯罪被害者等に対しても、遡及適用すべき

といった御意見がありました。

犯罪被害給付制度の算定方法については、犯罪被害給付制度は、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため」（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第1条）に給付金を支給するものであるところ、給付金の額の算定に当たっては、年齢や就労の有無等、様々な状況にある方が犯罪被害者等として本制度の対象となり得る上、その受ける影響等も一様ではないことを踏まえ、労働者災害補償保険制度等の他の公的給付制度で採用されている算定方法も参考に、犯罪被害者の従前の収入を基礎に支給額を算定しつつ、収入がない場合にも一定の給付額が確保できるよう最低額を設けているものです。

本改正内容の遡及適用については、いつの時点まで遡るかについて公正かつ合理的な基準を設けることが困難であること等から、施行日以降適用することとしています。

以上から、原案のとおりといたします。

## 2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 給付金の基礎額、倍数、係数等について、更に見直しを行ってほしい
- 給付金の申請期限について見直しを行ってほしい
- 給付金の不支給・減額事由について見直すべきではないか
- 加害者の犯罪被害者等に対する損害賠償債務を国が犯罪被害者等に立て替えて支払った上で、国が加害者に対して求償する「立替払制度」等を創設すべきではないか
- 犯罪被害者支援に特化した省庁が必要ではないか

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。